

宮原団地建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、第6条に定める区域（以下「協定区域」という）内で建築物の用途、構造、付帯施設について協定を締結し、当該団地の住宅団地としての環境を高水準に保持し、住みやすい街づくりを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）による。

(名称)

第3条 この協定は宮原団地建築協定と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下、「土地所有権者等」という。）の合意により締結する。

(協定の変更及び廃止)

第5条 協定区域内の建築物の制限、協定の有効期限及び協定違反に対する措置を変更しようとする場合は、協定の効力の及ぶ土地所有権者等全員の合意をもって、その旨を定め熊本市長の認可を受けるものとする。

2、この協定を廃止しようとする場合は、土地所有権者等の過半数の合意をもって、その旨を定め熊本市長の認可を受けるものとする。

(協定区域)

第6条 この協定区域は、別紙図面に表示する区域とし、地番は別表のとおりとする。

(建築物の制限)

第7条 この協定区域内で建築する場合は次の各号に定める基準を満たさなければならない。

- 1, 建築物の用途は、1戸建住居専用若しくは併用住宅(併用部分の規模・用途は、建築基準法 別表第二の(い)項によるものとする。)とし、共同住宅、寄宿舍は建築出来ない。
- 2, 建築物は、2階建以下とする。
- 3, 各戸雨水浸透枡を1基設置し、敷地内の雨水を浸透させ、余剰水のみを放流し、雨水の流出抑制、地下水涵養に務める。

尚、雨水浸透枡の構造は当該団地の開発許可申請図書中の同枡構造図によるものとする。

(協定の有効期間 および効力)

第8条 この協定の有効期間は、市長の認可、公告のあった日から10ヶ年とする。但し、期間満了の3ヶ月前迄に協定者の過半数の合意による協定廃止の申し出が運営委員会になされない場合は、更に10ヶ年有効期間を延長する。以後この例による。

尚、有効期間内に協定に違反した者に対する措置に関しては、期間満了後も有効となる。

この協定は、市長の認可、公告のあった日以降において、当該協定区域の土地所有者等となった者に対しても、その効力を発揮する。

(違反者への措置)

第9条 第7条の規定に違反した場合、第11条に定める委員長は、委員会の決定に基づき、違反者に対して工事中止を請求し、且つ、相当の猶予期間をつけて、違反行為を是正するための必要な措置をとるよう請求するものとする。

2,前項の請求があった場合においては、違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項の請求があった場合に於いて、違反者が従わない時は、委員長はその強制履行又は違反者の費用をもって、第三者にこれをおこなわせる旨を裁判所に請求するものとする。

2,前項の手続きに要する費用は、違反者の負担とする。

(役員)

第11条 この協定を運営するために委員会を設置する。

2,委員会は次の役員で構成する。

委員長 1名

委員 2名

3,委員及び委員長は土地所有権者等の互選とする。

4,委員長は協定運営のための事務を統制し、土地所有権者等を代表する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2,委員は再任されることができる。

(附則)

- 1,この協定は市長の認可の公告があった日から効力を発する。
- 2,この協定書は3部作成し、市長に提出し、認可後この内の1部を委員長が保管し、その写しを、他の土地所有権者等全員に配付する。

以上建築協定を締結します。

昭和 63 年 10 月 17 日